

# これまでの議論について

---

令和3年12月27日

## ポイント

### ① 平成13年自動車損害賠償保障法改正時に定めたスキームの破綻

平成13年制度改正時 積立金運用益収入により事故対勘定の歳出相当分の歳入を確保



現 在 金利水準の著しい低下により積立金運用益収入で事故対勘定の歳出相当分の歳入を確保できず積立金の取り崩しにより、財源がいずれ枯渇する状況

### ② 一般会計の厳しい財政事情を踏まえつつ、繰戻しも含めた今後の財源のあり方の検討

一般会計からの繰戻しが引き続き行われるべきは当然であるが、一般会計からの新型コロナウイルス感染症対策に伴い現在の財政事情は過去に例がなく厳しい状況

### ③ 施策の充実を図りつつ、自動車ユーザーの負担感を軽減するための措置の検討

「今後の自動車事故被害者救済対策のあり方に関する検討会報告書」等を踏まえ、施策の拡充が必要  
積立金の残余がある現時点から少しずつ負担をいただくなど、将来世代を含めた自動車ユーザーの負担軽減も踏まえた施策拡充のための安定的財源の確保策が必要

### ④ 具体的な賦課金額、自動車事故対策事業として取組む施策の精査には十分な時間が必要

賦課金導入の必要性については一般会計からの繰戻しの継続を前提として、共通理解を得られてるものの、  
詳細な賦課金額の水準、自動車事故対策事業の歳出のあり方については十分な議論の時間が必要